

随意契約結果表

1 契約の名称

第1期保健事業実施計画の全体評価及び第2期保健事業実施計画推進支援業務委託

2 見積書徴取日

平成30年5月11日(金)

3 契約の相手方

みずほ情報総研株式会社

東京都千代田区神田錦町二丁目3番地

4 契約金額

11,340,000円(消費税込み)

5 履行期間

平成30年5月11日から平成31年3月31日

6 契約の相手方を選定した理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由

本業務は、第1期保健事業実施計画の全体評価及び第2期計画の推進に関し、市町村や関係機関との連携のあり方、個別保健事業の実施方策等について、調査・分析、解決策の立案等の支援を行うとともに、当広域連合が抱える歯科健康診査に関する諸課題について、その実施方法・健診結果の管理方法の調査・検討や、北海道広域において適した方策の立案を行うものである。

本業務の実施に当たっては、国の保健事業に関する各種指針や施策の動向、保健事業実施計画に係る評価の仕組み、後期高齢者医療広域連合が行うべき保健事業の内容等について有する幅広い知見から、的確な検討、立案を行う必要があるとともに、国や全国の広域連合における実態等が必ずしも北海道広域において適用できるものではないことから、当広域連合を対象としたデータヘルス関連の業務実績を有することにより、北海道の特性等を理解、熟知している必要がある。

また、国では、保健事業の評価の実施、医療費や健診結果等の把握・分析に当たっては、国保データベース(KDB)システムのデータを活用することとされ、本業務においてもKDBシステムデータを用いることとしていることから、当該システム仕様の理解も必須となる。

本事業者は、

(1) 被保険者の健康状態の変化をデータから確認し、保険者が被保険者に対して行う保健事業が有効であったかについての評価支援を行う、保健事業の支援方法に関する特許(特願2015-058401)を有し、本業務で行う第1期計画における保健事業の具体的、詳細な分析・評価には当該特許の活用が不可欠である。

(2) レセプトデータや健診データから被保険者の重症度を判定し、検査値ごとの予測医療費を示す「医療費モデル」・「検査値改善モデル」を作成するとともに、将来医療費と保健指導に係る経費を比較し予測医療費削減量が高い者を選定する、健康管理の支援方法に関する特許(特願2013-055265)を有し、本業務で行う保健事業の実施地域や対象者の絞り込み、重点(項目)化の検討に活用が不可欠である。

(3) レセプトのデータは、本来の傷病名とは別に、治療薬や診療行為のため別の傷病名を使用している事例などがあり、傷病名コードによる分類が困難な場合がある。これについて、レセプトに記載された傷病名以外に、処方された医薬品情報も併せて活用し特定することができる、患者分類の支援方法に関する特許(特願

2014-045000)を有し、本業務で行うKDBデータを活用した分析の精度を高めるために活用が不可欠である。

(4) 国民健康保険中央会の行ったKDBシステムの開発に当たって基本構想の策定に携わった後、KDBシステム業務支援としてシステムの構築、保守・運用支援業務を現在まで受託しており、同会に常駐者を配置している。このことから、KDBシステムに投入されているデータの種類・内容やKDBシステム特有の集計方法等に関する仕様を熟知した事業者であるとともに、KDBに関するBIツールの開発、保険者へのKDBデータを活用したデータヘルス計画の策定及び個別保健事業(生活習慣病重症化予防事業等)の実施支援の実績により、KDBデータ分析・活用を有意に行うことができる手段、ノウハウを有する唯一の事業者である。

(5) 国の策定した「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」の作成支援業務を受託したほか、国民健康保険中央会が行う「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」の運営支援業務を継続して受注し、保健事業に係る実態調査の取りまとめ等に関与するなど、当該事業における保健事業の「支援・評価委員会」の仕組みや保険者等が進めるべき保健事業のあり方等について最も熟知しノウハウを有する事業者である。

(6) 本業務では、当広域連合が平成29年度に実施した「個別保健事業の実施計画策定に係るデータ・課題分析等支援業務」、平成29年度に厚生労働省が実施し、当広域連合も調査に協力した「歯科保健サービスの効果実証に係る調査一式(後期高齢者等)」の結果を活用することとしているが、これら業務、調査を受託し、個別保健事業の実施に係る課題の把握とともに、KDBシステムデータに基づく当広域連合及び構成市町村の健康課題の分析、北海道の後期高齢者に係る歯科保健についての状況把握、効果分析を行った実績を有する。

これらのことから、当該事業者は、本業務を的確に履行する上で活用が不可欠な他に類のない固有技術の特許として有し、保健事業のあり方に関する国のガイドライン策定、事業評価の方法や保険者に対する支援について深く関与し、KDBシステムについて構想・構築段階から関わり仕様等について最も熟知している、唯一の事業者となっている。

また、他の事業者に本業務を委託した場合、これまで当広域連合や国が実施した調査や実態の把握、内容分析や検討等を別途行わなければならないから、これに係る業務の実施時間も必要となることから、限られた時間で委託業務を遂行するに当たり内容の理解不足、課題の発見漏れ、調査漏れの発生のおそれや、委託経費が増高することが想定される。

このような状況を前提においた場合、他の事業者では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することできなくなることから、本事業者以外にこれを履行しうる事業者はないものである。